

タイトル 平成 22 年 7 月の電害により営農に

支障をきたした農家への緊急資金の対応

JA 名 JA はぐくみ

1 動機 (経緯)	(目的) 平成 22 年度農業経営特別電害対策資金については、平成 22 年 7 月 30 日に施行し、平成 22 年 12 月 1 日をもって失効しています。 1. 農業者が電害により農業経営の維持・生活に負担を強いられた事に対し、農業経営圧迫の緩和策として、この要綱を定めて貸付するものとします。
2 概要	(貸付の相手方) 電害により通常の農業経営が困難となった組合員で、次の要件に該当するものとします。 1. 農業経営を行う個人 2. 農業者が主たる構成員となっている法人または団体 3. 農業経営に負担を強いられている個人または団体であって、理事長が認定した者 (貸付期間) 3 年以内とし、据置期間は 1 年以内とします。 但し、受付期間は、平成 22 年 7 月 30 日から平成 22 年 11 月 30 日とします。 (貸付形式) 証書貸付とします。 (償還方法) 毎年元利金等償還として、約定返済日は任意の日とします。 (貸付利率) 無利息とします。 (保証および担保) 原則として、連帯保証人を 1 名徴求します。
3 成果 (効果)	貸付先：1 件 (貸出金額 50 万円、貸出期間 3 年) の実績がありました。
4 今後の 予定 (課題)	資金の円滑な償還に努めます。 組合員農家の経営管理に努めます。